	(5) (注１)(注２) (注３)(注10) (注12) (6) (注１)(注２) (注10) (7) (注１)(注３) (注６)(注７) (注10)(注12) (8) (注１)(注６) (注７)(注10) (注12) (9) (注１)(注10) (注12) (10) (注１)(注３) (注６)(注７) (注10)(注12) (11) (注１)(注４) (注７)(注10) (注12) (12) (注１)(注３) (注10)(注12) (13) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (14) (注１)(注８) (15) (注１)(注９) (16) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (17) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (18) (注１)(注２) (注３) (19) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注12)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注５)　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注６)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注７)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注８)　地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注９)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	(1) (注１)(注２) (注６)(注９) (2) (注１)(注２) (注６)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注２)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。

	(5) (注１)(注２) (注３)(注10) (注12) (6) (注１)(注２) (注10) (7) (注１)(注３) (注６)(注７) (注10)(注12) (8) (注１)(注６) (注７)(注10) (注12) (9) (注１)(注10) (注12) (10) (注１)(注３) (注６)(注７) (注10)(注12) (11) (注１)(注４) (注７)(注10) (注12) (12) (注１)(注３) (注10)(注12) (13) (注１)(注８) (14) (注１)(注９) (15) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (16) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (17) (注１)(注２) (注３) (18) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注12)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注５)　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注６)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注７)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注８)　地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注９)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	(1) (注１)(注２) (注６)(注９) (2) (注１)(注２) (注６)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注２)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。